

## 市町村役場機能緊急保全事業制度の延長について

近畿部会提出  
説明担当 守山市

政府においては、平成 28 年 4 月の熊本地震を教訓として、2017 年度から 2020 年度の時限措置として、昭和 56 年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替えを緊急に実施するため、起債充当率 90%以内、交付税措置については、起債対象経費の 75%を上限に充当した元利償還金の 30%を基準財政需要額に算入する市町村役場機能緊急保全事業の制度が設けられている。

耐震化が未実施の市庁舎の建替えは、災害時の拠点となる庁舎の安全性確保の重要性、発災時における行政サービスに係る確実な業務継続の必要性から、早急な新庁舎整備が求められるところである。しかし、多額の財源を必要とする新庁舎整備は、長期的視点での建設計画や財源確保も必要となり、財政運営に及ぼす影響が大きく、市単独で予算措置をし、整備を進めることは困難である。

よって、未耐震庁舎の建替えの推進を図る点からも、2020 年度をもって終了予定である市町村役場機能緊急保全事業制度について、措置期間の延長を願いたい。